

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第77号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(隔地払)</p> <p>第61条 会計管理者は、隔地の債権者に支払をしようとするときは、指定金融機関に対し資金の交付を行い、債権者に対しては、送金通知票（様式第58号）（債権者の住所又は居所に送金するときにあつては、<u>送金案内表</u>（様式第58号））により送金の通知をしなければならない。</p> <p>様式第58号（第61条―第64条、第141条、第149条、第151条、第167条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="145 954 767 1290"><tr><td data-bbox="145 954 459 999">注意事項</td><td data-bbox="459 954 767 999">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 999 459 1245">1 [略]</td><td data-bbox="459 999 767 1245"></td></tr><tr><td data-bbox="145 1245 459 1290">2 本人又は代理人の<u>確認書類</u>（<u>運転免許証</u>、<u>各種健康保険証等</u>）を御持参ください。</td><td data-bbox="459 1245 767 1290"></td></tr><tr><td data-bbox="145 1290 459 1335">3～6 [略]</td><td data-bbox="459 1290 767 1335"></td></tr></table> <p>[略]</p>	注意事項	[略]	1 [略]		2 本人又は代理人の <u>確認書類</u> （ <u>運転免許証</u> 、 <u>各種健康保険証等</u> ）を御持参ください。		3～6 [略]		<p>(隔地払)</p> <p>第61条 会計管理者は、隔地の債権者に支払をしようとするときは、指定金融機関に対し資金の交付を行い、債権者に対しては、送金通知票（様式第58号）（債権者の住所又は居所に送金するときにあつては、<u>送金案内票</u>（様式第58号））により送金の通知をしなければならない。</p> <p>様式第58号（第61条―第64条、第141条、第149条、第151条、第167条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="831 954 1453 1290"><tr><td data-bbox="831 954 1145 999">注意事項</td><td data-bbox="1145 954 1453 999">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 999 1145 1245">1 [略]</td><td data-bbox="1145 999 1453 1245"></td></tr><tr><td data-bbox="831 1245 1145 1290">2 本人又は代理人の<u>本人確認書類</u>を御持参ください。</td><td data-bbox="1145 1245 1453 1290"></td></tr><tr><td data-bbox="831 1290 1145 1335">3～6 [略]</td><td data-bbox="1145 1290 1453 1335"></td></tr></table> <p>[略]</p>	注意事項	[略]	1 [略]		2 本人又は代理人の <u>本人確認書類</u> を御持参ください。		3～6 [略]	
注意事項	[略]																
1 [略]																	
2 本人又は代理人の <u>確認書類</u> （ <u>運転免許証</u> 、 <u>各種健康保険証等</u> ）を御持参ください。																	
3～6 [略]																	
注意事項	[略]																
1 [略]																	
2 本人又は代理人の <u>本人確認書類</u> を御持参ください。																	
3～6 [略]																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																	

附 則

- この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- この規則による改正後の会計規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に交付する通知票等について適用し、同日前に交付した通知票等については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の会計規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。